

「BAO BAO ISSEY MIYAKE」のバッグ等の 不正競争防止法による保護について

～東京地方裁判所 令和元年6月18日判決（平成29年（ワ）31572号）～
（裁判所ホームページ）

知的財産法研究会
弁護士 富田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、株式会社イッセイミヤケらが、同社の販売する「BAO BAO ISSEY MIYAKE」ブランドのバッグ及びポーチ（以下「原告商品」）のデザインと、被告会社の販売する「Avancer」ブランドのバッグ及びポーチ（以下「被告商品」）が類似するとして、不正競争防止法違反等を理由に、被告商品の販売等の差止め及び損害賠償等を求めた事案である。

裁判所は、原告商品の形態（以下「本件形態1'」）が、不正競争防止法2条1項1号の「商品等表示」に該当するとし、被告商品の形態は本件形態1'と類似して混同のおそれがあるとして、被告商品の販売等の差止め及び損害賠償等を認めた。

なお、原告らは、本件形態1'には著作物性も認められる旨主張していたが、裁判所は当該主張については、著作物性は認められない旨判示している。

以下、不正競争行為及び著作権侵害行為の有無について、詳述する。

2. 経緯

- | | |
|---------|---|
| 平成16年7月 | 女性向けブランドである「PLEATS PLEASE ISSEY MIYAKE」における鞆シリーズのブランドである「Bilbao（ビルバオ）」として、原告商品の販売を開始 |
| 平成19年秋 | 原告商品の表面が立体的に変化した状態の写真がMoMA（ニューヨーク近代美術館）のデザインショップ・カタログの表紙に掲載 |
| 平成22年9月 | 上記鞆シリーズを軸とした雑貨ブランド「BAO BAO ISSEY MIYAKE」という名称のブランドを立ち上げ、同ブランドの下で原告商品の販売を継続（同時点以降、原告商品を取り扱う専門店が出店） |

平成25年9月 毎日新聞主催の毎日ファッション大賞特別賞受賞
平成28年9月 被告商品を販売

3. 原告商品及び被告商品

(1) 原告商品の形態（＝本件形態1´）

原告商品は以下の①～③の特徴を有する形態を備えていた。

- ① 中に入れる荷物の形状に応じて、鞆の構成部分であるピースの境界部分が折れ曲がることにより様々な角度が付き、荷物に合わせて鞆の外観が立体的に変形する。（本件特徴①´）
- ② 上記①の外観を持たせるため、鞆の生地に無地のメッシュ生地又は柔らかい織物生地を使用している。（本件特徴②´）
- ③ その上にタイルを想起させる一定程度の硬質な質感を有する三角形のピースを、タイルの目地のように2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置している。（本件特徴③´）

また、上記形態を備える原告商品のうち、およそ9割においては、タイル状のピースは同じ大きさの直角二等辺三角形であり、この二等辺三角形のピース4枚が90度の頂点を中心に組み合わせ、正方形を構成するように規則的に配置されていた。

なお、原告商品とは、「BAO BAO ISSEY MIYAKE」という名称のブランドの商品として製造販売されるトートバッグ、クラッチバッグ、ハンドバッグ、携帯用化粧品入れ、リュックサック等の鞆を指している。

(2) 原告商品及び被告商品の写真（代表例）



左：原告商品の例 右：被告商品の例

（株式会社イッセイミヤケHPより抜粋：<https://www.isseymiyake.com/ja/news/4895>）

(3) 被告商品1～8の写真（いずれも前面図のみを判決より抜粋）

ア 被告商品1



イ 被告商品2

